

ID: 5162

担当部署: まちづくり部 都市計画課

処分の概要	監督処分		
法令名称 根拠条項	大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法 第104条 第1項		
法令番号	昭和50年法律第67号		
【基準】 法第104条第1項の規定による。 (監督処分) 第104条 都府県知事(第7条第1項、第26条第1項又は第67条第1項の規定により市の長の許可を受けなければならない場合にあっては、当該市の長。次項において同じ。)は、第7条第1項、第26条第1項又は第67条第1項の規定に違反した者又は前条の規定により付けた条件に違反した者があるときは、これらの者又はこれらの者から当該土地、建築物その他の工作物若しくは物件についての権利を承継した者に対して、相当の期限を定めて、良好な住宅市街地を開発し、又は良好な住宅街区を整備するために必要な限度において、当該土地の原状回復又は当該建築物その他の工作物若しくは物件の移転若しくは除却を命ずることができる。			
備考			
設定年月日	平成 27 年 7 月 1 日	最終変更年月日	令和 8 年 2 月 1 日